平成18年度

当初予算のあらまし

沖縄振興計画の中間年度にあたる今年度は、同計画の基本姿勢のもと、新たな政策課題や自立型経済の構築に向けた産業・雇用の創出、健康福祉社会の実現などの諸施策の推進を図る一方で、厳しい財政状況の中、事業の優先度を十分に配慮しつつ、限られた財源を緊急かつ重要な施策に的確に配分することを基本に予算を編成しました。

一般会計当初予算額

5,958億円（対前年度1.7%、99億円増）

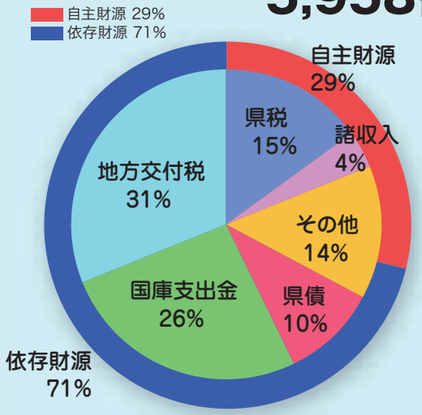

歳入（県の収入）

県税	896億1,300万円
諸収入	215億5,351万円
地方交付税	1,871億4,600万円
国庫支出金	1,537億7,740万円
県債	596億6,200万円
その他	840億4,709万円

【主な予算増加の理由】
- 退職者数の増加による人件費の増
- 公債費の増
- 新石垣空港整備などの普通建設事業（補助事業）の増
- 児童手当、介護給付費等負担金など補助費等の増

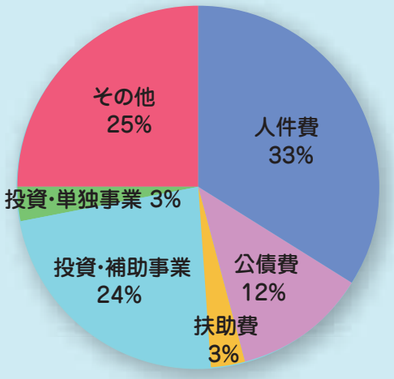

歳出（県の支出）

義務的経費	人件費	1,950億2,598万円
	公債費	719億 656万円
	扶助費	188億6,129万円
投資的経費	補助事業	1,399億6,678万円
	単独事業	183億1,493万円
その他の経費		1,517億2,346万円

用語解説

歳出

- **人件費** 県職員（教員・警察官を含む）に支払われる給与、期末手当や退職手当などの経常的に支出しなければならない経費のことです。
- **公債費** 県債の元利償還金に要する経費のことです。
- **扶助費** 生活保護費や児童扶養手当など、法令の規定により被扶助者への支出が義務づけられている経費のことです。

歳入

- **自主財源** 県が自主的に徴収または収納することができる財源のことで、「県税」、「諸収入（財産収入など）」などのことです。
- **依存財源** 国から定められた額を交付されたり割り当てられた財源で、「国庫支出金」、「地方交付税」、「県債」などのことです。
- **県税** 直接税として県民税、事業税、不動産取得税、自動車税などが、間接税として地方消費税、県たばこ税などがあります。
- **地方交付税** すべての地方公共団体が一定水準の行政を維持するために必要な額を保障するもので、財源不足が生じる地方公共団体に国から交付される財源のことです。国税である「所得税」、「酒税」、「法人税」、「消費税」、「たばこ税」の一定割合の額から、各団体の財政需要と収入を合理的に算定し、交付されています。
- **国庫支出金** 地方公共団体が行政執行に必要な財源に充てるため、国から負担金、補助金、交付金、補給金、委託金などの名称で交付されるものです。
- **県債** 県が特定支出に充てるため、一会計年度を越えて借り入れる長期借入金のことです。なお、平成十三年度以降は地方財政法の特例処置として、使途の特定されない臨時財政対策債などが発行されています。

平成十八年度

重点事業特別枠の紹介

「重点事業特別枠」は、これまでの事業を見直し歳出を抑制するとともに、経費の節減により生じた財源の一部を活用し、沖縄振興計画などに基づく事業や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応する新たな事業に、効果的・重点的に予算を配分するため設けているものです。

平成十八年度は、重点事業特別枠として十九事業を採択しています。

知事公室　四千万円

沖縄県震度情報ネットワークシステム再構築事業

平成八年度に導入したネットワークシステムの老朽化に伴い、システムの再構築を図ります。

今回の事業では、システムの通信回線を既存のNTT回線から県の総合行政情報通信ネットワーク回線へ切り替え、障害時には無線により通信できるよう回線を二重化し、ネットワークの信頼性を高めることが大きなポイントとなっています。これにより、通信費用が節約されるほか、通信の高速化が図られるため、震度情報を素早く把握し、災害時初動体制を迅速に確保することができます。その他、サーバーも二重化し、市町村に設置している震度計についても一部修繕などを行います。

新システムの運用は、平成十九年四月を予定しています。

十勝沖地震の際の道路決壊

企画部　約九百九十二万円

科学技術振興総合推進事業

平成十七年度の沖縄県科学技術振興指針の策定を受けて、科学技術振興の総合的な施策の推進と産業系試験研究機関における研究開発の効率的・効果的な推進を行います。

新たな産業の創造や既存産業の高度化を図るため、弁理士を活用した特許取得や県が保有する特許の活用を促進するほか、国際的レベルの専門家の招聘や国際学会への派遣などを通して、知的財産を生み出す人材の育成を図ります。

企画部　約一億二千七十九万円

航空機購入費補助（離島空路確保対策事業費）

離島航空路線は、離島に在住する皆さんの生活安定や産業振興を図る上で必要不可欠なものです。しかし、近距離運行のため需要が限定されるなどの不採算要素を抱え経営基盤が弱く、また、航空法の改正で事業者の参入・撤退が容易となったため、事業者撤退のおそれがあるという不安要素を抱えています。

そこで、那覇～南北大東、石垣～与那国などの対象路線に運行する航空機や部品を購入する費用の九割を国と県から補助金として交付し、離島航空路線の確保に努めます。

文化環境部　約三百六十三万円

希少野生動植物種保護条例制定事業

本県には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなど数多くの固有種が生息・生育する多様な自然環境が形成されていますが、開発や乱獲などにより、貴重な野生動植物種の絶滅や生態系の攪乱などが危ぶまれています。

そこで、法律で対象となっていない希少な野生動植物種を含めて保護を図るため、県独自の条例を制定します。学識経験者などの意見を踏まえ、県内に生息・生育している希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要のあるものを「指定希少野生動植物種」に、保護のための重要な地域を「生息地等保護区」に指定するほか、県内に生息する外来種のうち生態系に影響を及ぼすおそれのあるものを「指定外来種」として指定し保護を図ります。

国指定特別天然記念物のヤンバルクイナ

福祉保健部　約一千二百四十六万円

児童虐待問題緊急対策事業

年々増加する児童虐待問題に迅速・的確に対応するため、①対応体制の見直し、②対応機能向上の取り組み、③防止対策の強化、④緊急提言の検証委員会（仮称）の設置を行います。

対応体制の見直しでは、中央・コザ両児童相談所に各々協力員を一名増員し、虐待通告や相談があった際に行う家庭調査や児童の安全確認などの初期対応体制の強化を図るほか、児童心理司が虐待を受けた児童や親の心のケアに専念できるよう中央児童相談所に嘱託員一名を増員します。

また、対応機能向上の取り組みとして、医師、弁護士などを積極的に活用して助言・指導を得たり、職員のメンタルヘルスケアへの配慮なども行います。

さらに、防止対策を強化するため、研修会・講演会などを開催し、虐待の早期発見・早期対応について啓発します。

福祉保健部　約三十九百十九万円

障害者自立支援法推進事業

四月一日からの障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス料金の一割が利用者負担となります。その際、低所得者も障害福祉サービスを継続的に利用できるよう、社会福祉法人においては、特に経済的に支援が必要な方が通所施設やホームヘルプなどのサービスを利用する際、利用者の定率負担に軽減措置を講ずることを求めています。

本事業では、軽減措置を行った社会福祉法人に対し公的助成を実施することで、社会福祉法人における軽減措置の実施を促進します。